

八尾市オープンカウンタ（公開見積合わせ）参加者の心得

（主旨）

第1条 八尾市の物品購入に係るオープンカウンタを行う場合（契約検査課が担当するものに限る）における見積書の徴収その他の取扱いについては、関係法令、八尾市財務規則（以下「規則」という。）、契約に関する諸規定並びに本心得の定めるところによるものとする。

（見積合わせ）

第2条 オープンカウンタに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、仕様書を熟知のうえ見積をしなければならない。

2 参加者は、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（公正な見積合わせの確保）

第3条 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 参加者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 参加者は、契約決定前に、他の参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（見積合わせの取りやめ）

第4条 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を見積合わせに参加させず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効となる見積）

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- （1）見積合わせ参加の資格を有しない者が提出した見積
- （2）八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者が提出した見積
- （3）所定の様式でない見積書で提出した見積
- （4）提出期限までに提出しなかった見積
- （5）見積者の記名を欠く見積
- （6）同一案件について、同一人が2以上の見積をしたときは、その全部の見積
- （7）見積金額又は、見積者の氏名、その他主要部分が識別しがたい見積
- （8）訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積
- （9）明らかに連合によると認められる見積
- （10）受任者を設けている場合において、受任者でない者が提出した見積
- （11）見積に関し、不正な行為を行った者が提出した見積
- （12）錯誤により提出されたと認められる見積
- （13）同一案件に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が提出した見積
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- （14）その他、見積に関する条件に違反した見積

（契約相手方の決定）

第6条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約の相手方として決定し、参加者が1者であっても有効とする。

2 予定価格の範囲内で、決定となるべき同価格の見積をした者の数が2以上であるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

- 3 前項の場合において、当該参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(不当介入に対する措置)

第7条 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をするものとする。

- 2 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。

- 3 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。

(異議の申立て)

第8条 参加者は、見積書提出後、この心得その他の見積条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることは一切できない。